

令和5年 第5回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和5年3月14日（火）午後1時30分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	井 戸 道 代
委員	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	庭 野 正 和

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	大 關 一 彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	八 木 邦 夫
	統括指導主事	百 々 和 世
	統括指導主事	千 葉 一 知

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉 浦 佳 之
	同 主査	志 村 一 彦

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午後1時30分</p> <p>ただいまから、令和5年第5回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は1名の方から傍聴の申出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>日程第1、署名委員を決定します。井戸委員と天野委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、第8号議案、「定年引上げに係る制度の改正に伴う関係規則の整備について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
飯田教育推進 課 長	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>定年引上げに係る制度の改正に伴う関係規則の整備について、今回は規則改正を8件提出しています。</p> <p>定年引上げは、令和4年8月23日に開催された第16回教育委員会定例会におきまして、定年に関する条例、その他の条例改正について既に一部ご審議をいただいたところです。</p> <p>いわゆる定年引上げは、地方公務員法の改正に伴い、令和5年度以降に職員の定年を60歳から65歳に順次引き上げられます。</p> <p>60歳に達した翌年度以降の給料の月額、60歳以前のおおむね7割になります。また、60歳に達した管理職は、原則として管理職を降ります。いわゆる役職降任制の導入です。ただし、公務の運営上、著しく支障が生じる場合は、例外的に残すこともできています。</p> <p>退職手当につきましても、この給与水準を見直すことに伴って、不利益が生じないように措置を設けます。</p> <p>これまで60歳を過ぎたら、再任用職員となり、フルタイム勤務か短時間勤務かを選べるようになっていました。定年が延びた分だけ60歳以降もフルタイムで働くこととなりますが、新たに定年前再任用短時間という制度を作り、61歳以降は短時間の勤務も可能とします。また、定年が65歳まで</p>

に引き上げられるまでの間は、従前の再任用職員が在籍することになります。例えば、63歳で定年を迎えた方は、64歳、65歳が引き続き暫定再任用ということで経過措置を設けます。

今回、お示しした規則は、(1)から(8)までになります。(1)が幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則ですが、それ以降は、給与又は手当に関する規則になります。

(1)から(8)までそれぞれについて説明を加えさせていただいていますが、重複する部分が多いので、まとめた形でご説明させていただきます。

まず、規則及び改正概要の(1)幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則をご覧ください。説明にありますように、再任用短時間勤務が廃止され、定年前再任用短時間勤務が導入されたことにより、年休等の取扱いを定めるものです。

同様に、再任用短時間が廃止され、定年前の再任用短時間というものが導入されたことについては、(2)、(3)の、(5)の、(6)の及び(7)の、(8)もそうですが、どれも同じ内容となっています。

2点目の改正概要としましては、はじめの方に戻り、(3)をご覧くださいと、で当分の間と記載しています。こちらは、特例的に管理職に残る役職定年制が対応されないような方については、当面の間、管理職手当は従来の7割にするという規定です。

こちらと同様の改正が(4)の、(7)の、こちらも同様の内容となっています。

3点目ですが、従来の再任用職員である暫定再任用職員に関する部分です。(3)のをご覧くださいと、暫定再任用(フル・短)の管理職手当は、定年前再任用短時間職員に適用される額を用いるということで、その取扱いが定められています。

同様に、暫定再任用に関する部分を定めているのが、(5)の、(6)の、です。

最後に、4点目の改正事項としましては、(5)幼稚園教育職員の期末手当に関する規則のをご覧くださいと思いますが、(5)及び(6)はいわゆるボーナスの支給に関するものになりまして、ボーナスの支給に当たりましては一定の期間、仕事についていなかった者につきましては、その休んでいた日数に応じてボーナスが減額されるような取扱いになっています。いわゆる勤務していなかった時間の中に、自己啓発休業、就学部分休業及び高齢者部分休業というこれまで規定がなかった休業の制度を追加するというものです。こちらは(6)の も同様の取扱いです。

	<p>今回の規則改正につきましては、全て定年引上げに関するものでございまして、法律の改正自体は令和5年4月1日になっています。条例も同様ですので、施行期日としては全て令和5年4月1日とする予定です。</p> <p>また、こういった人事、給与に関する規則改正につきましては、特別区人事委員会の承認も得ながら、手続を進めさせていただきたいと考えています。ただいま申し上げた内容で、この8件の規則改正について、改正の概要は、1枚にまとめました別紙のとおりです。それぞれの新旧対照表は参考にご覧いただければと思います。</p>
教 育 長	<p>この件に関しまして、何か質問・ご意見はありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>なければ、第8号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第9号議案、「テンポル・バート東京23区チャリティコンサート@江戸川区開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>今回の後援名義使用申請は、初めての行事になりますので、申請書のほか提出資料を添付しています。</p> <p>申請者は、株式会社ゼストエンターテイメント代表者です。株式会社ゼストエンターテイメントは、別途定款も添付していますが、飲食店、ライブハウス、楽器の製造やアート作品に関する企画、インターネットサイトや広告出版など多岐にわたる業務を行っている事業者です。</p> <p>行事名は、テンポル・バート東京23区チャリティコンサート@江戸川区です。</p> <p>事業の目的は、音楽鑑賞の普及、鑑賞教育に寄与するとともに、安価な体験学習の場を作り、生活の厳しい子どもたちに必要な支援をすることにより、家計によらず同じように学び、体験することができる機会を作るといったものです。</p> <p>実施日は、令和5年5月21日(日)です。</p>

実施会場は、東部区民館です。

事業の規模は、江戸川区及び近隣の親子ということで300人規模を予定しています。

経費の徴収は、大人1人当たり1,000円、子どもは無料です。

裏面が企画書となっています。目的は先程ご紹介したとおりです。

内容は、アニメーションや人形を使ったストーリームービーを流しながら、それに沿って演奏を披露する30分程度のステージです。参加型のプログラムとなっているので、子どもたちが思いきり体を動かして楽しんでいただけます。

コロナ大魔王というキャラクターが街を乗っ取るという設定で、課題の童謡曲を演奏することで街を開放するというストーリー仕立てになっているそうです。

演奏終了後には感染対策を行いながら子どもたちに楽器に触れてもらうコーナーを設けます。コンサートの収益やフードドライブで寄付された食品は、全てNPO法人グッドネーバース・ジャパンに寄付するとのことです。

テンポル・バートのプロフィールは、受賞歴はありませんが、他区の教育委員会や社会福祉協議会、公益財団法人の音楽鑑賞振興財団等の後援を受けた上で活動されています。

参考に、荒川区、大田区などこれまで後援名義を取得した自治体の教育委員会の名称が入っています。

2ページがチャリティコンサートの収支計算書となります。

支出の部は、人件費、交通費、会場費等で9万2,600円です。収入は、クラウドファンディングで集める3万9,000円程度とその他は主催者側の自己支援ということで、いわゆる持ち出しで実施するというものです。先程申し上げましたとおりコンサートのチケットが大人1人1,000円ということですが、このチケット収入については全てNPO法人に寄付をすることですのでございます。

新型コロナウイルス感染症の対策としては、こちらに記載されている取組を実施するとのことです。

その裏面がパート演目というものでございます。オープニングの後、演奏や寸劇を取り交えながら、最後に楽器の紹介や楽器のふれあいコーナーを行います。

次のページに墨田区で行ったテンポル・バートチャリティーコンサートのチラシを参考につけております。以降、役員の名簿や定款等の参考資料をつけさせていただきました。

教 育 長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして、いかがでしょうか。</p> <p>今、チラシの紹介がありましたが、世田谷区から順番に進め、今度、江戸川区でやれば、チラシに江戸川区が済と記載されるかと思えます。</p>
天 野 委 員	<p>勉強不足で教えていただきたいのですが、NPO法人グッドネーバース・ジャパンがどのような団体か教えてください。</p>
教育推進課長	<p>NPO法人グッドネーバース・ジャパンは、海外や国内の子どもたちの心と体を守る国際NPOということでございます。</p> <p>公益性の高い団体として東京都からNPO法人の認可を受けています。</p> <p>主な事業としては、海外の事業として海外への教育支援、保健衛生支援、また、国内としては、いわゆる貧困対策ということで「グッドごはん」という食料を無料で提供する事業、その他、緊急支援活動ということで国内、海外の災害時などで食料の無償提供を行う事業を展開されているNPO法人と伺っています。</p>
天 野 委 員	<p>それを受けて、江戸川区でも何かしらの支援をしたことがある法人でしょうか。</p>
教育推進課長	<p>江戸川区への直接の支援というのは、こちらでは把握しておりません。</p>
天 野 委 員	<p>ありがとうございました。</p>
平 井 委 員	<p>テンポル・バート、バート先生とありますが、どのような意味なのか分かりましたら、お聞かせいただければと思います。</p>
教育推進課長	<p>猫のキャラクターがバート先生というそうですが、テンポル・バートは、「テンポ・ルバート」といういわゆる楽譜の記号に由来しています。速度記号の一つで、自由な速さという意味の言葉です。この自由な速さというところが、おそらく団体のメッセージかと考えてございます。</p>
平 井 委 員	<p>ありがとうございます。子どもは無料ということですがけれども、子どもの範囲は小学生までということによろしかったでしょうか。</p>

教育推進課長	こちらのチラシには具体的な記載はありませんが、おそらく小中学生だと思われる。後程確認をさせていただきます。
庭野委員	内容を見ても、それから、今、お話がありました団体の性格というのでしょうか、それをお聞きしましても信頼できるものだと感じました。子どもたちがこれからウィズコロナでしっかりといろんな催しに参加できるという機会が一つでも多くあればいいなと思っているところです。これまでも幾つかの教育委員会の後援でやってきたということですから、実績もしっかりあるものだと認め、賛成をいたしたいと思います。
教育長	おそらく江戸川区でずっと定期的に行っていくということではなく、都内の色々なところでやっていくということでしょう。
庭野委員	23区を回っているのではないのでしょうか。
教育長	よろしいでしょうか。他になければ、第9号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
教育長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、令和5年度学校閉庁日の設定についての報告をお願いします。
教育推進課長	令和5年度学校閉庁日の日程についての資料を提出させていただきました。こちらは、学校における働き方改革の一環ということで始めたものです。目的にありますように、教員の休暇取得を促進するため、学校、幼稚園において原則として業務を実施しない日を設定するというものであります。 対象は、区内の小中学校及び幼稚園です。期間は、令和5年8月14日(月)から17日(木)までとじていますが、前の週、8月11日の金曜日が山の日で祝日、12、13日が土日ということですので、実質的には8月11日の金曜日から8月17日の木曜日まで、1週間連続した休みとなるというものです。 運用としては、学校、幼稚園を閉門し、内部事務及び外部対応業務は原則として実施しません。

	<p>ただし、5番にあるように、緊急対応が必要な場合には、教育委員会事務局から学校、幼稚園の管理職に連絡を取り、対応する体制を整えます。</p> <p>6の周知としては、今後、区のホームページ、各学校幼稚園のホームページ等でこの期間について公表をしていく予定であります。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件に関しまして、質問、ご意見等あればお願いします。</p>
庭 野 委 員	<p>ちょうど夏休み、お盆の時期だと思いますが、何か今まででこの期間にこういう連絡があったとか、ちょっと対応に苦しんだとかそういう前例がありましたら教えていただければと思います。</p>
教育推進課長	<p>令和元年度以前は分かりませんが、2年度以降、同様の取扱いをしていますが、特に支障はありませんでした。あらかじめ学校から保護者にも周知してございますので、特別困ったことはなかったと認識しています。</p>
教 育 長	<p>この時期に学校に電話すると、本日は閉庁日のためお休みですというようなアナウンスが流れるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>そのようなアナウンスを流すとともに、区の代表の電話番号をご案内し、緊急の場合にはそちらにお電話をいただいた上で、守衛と我々が連絡を取り合った上で学校管理職と対応を一緒にしていくというような体制をとってございます。</p>
教 育 長	<p>他はいかがですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、いじめ電話相談(令和4年度2月分)についての報告をお願いいたします。</p>
佐藤教育研究所 長	<p>お手元の資料をご覧ください。いじめ電話相談(令和4年度2月分)についてです。</p> <p>2月分につきましては、相談件数は4件でございます。昨年度2月は2件でした。学齢別・男女別の件数をご覧ください。いずれも男子児童です。小</p>

	<p>学校2年が1件、小学校4年が2件、小学校5年が1件の4件でございます。</p> <p>相談の内訳をご覧ください。これは延べ数ですので、4にはなりません。計12件になっています。暴力4件、無視が1件。直接の言葉のいじめ3件、間接的な言葉1件、持ち物へのいたずら2件、その他1件の12件です。</p> <p>架電者別をご覧ください。いずれも母親からの電話相談で4件です。</p>
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見等あればお願いします。
天 野 委 員	お話できる範囲でいいので、特に暴力の内容を教えてくださいませんか。
教育研究所長	基本的には、ちょっかい、つねるなどの暴力でございます。
教 育 長	いかがでしょうか。
庭 野 委 員	今の主訴別のところで持物というのがあります。言葉は想像がつきますが、持物で困ったというのはどのようなことなのかというのが1点、それからこの4件とも既に解決しているのか、あるいは解決の見込みがあるかどうかを教えてください。
教育研究所長	持物は、基本的に何か持物を汚されるなどです。それから、状況としては現在解決に向けて取り組んでいるところでございます。
庭 野 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	他にいかがでしょうか。
平 井 委 員	今の続きですが、主訴のその他というのはどのような内容だったのでしょうか。
教育研究所長	いわゆる被害児童が加害児童にこういうことをやれと命令をされ、他の子に対して嫌がらせをすることによって、また第三者の子が不快な思いをするということです。
天 野 委 員	この件は全て学校の先生が一番初めにタッチというか、ご連絡をいただく

教育研究所長	前に学校側はキャッチしているでしょうか。
教 育 長	それぞれです。ケースによって違います。
教 育 長	他はいかがですか。よろしいでしょうか。
教 育 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項といたします。
教 育 長	以上をもちまして、令和5年第5回教育委員会定例会を終了します。
教 育 長	閉会時刻 午後1時54分